

## 令和3年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日時 令和3年7月29日(木) 午後0時58分から午後3時00分まで

場所 八千代市役所 6階 第4会議室

議題

- ・会長・副会長の選出について
- ・G I G Aスクール構想に係る通信回線（オンライン）結合について（諮問）

出席者氏名 委員 栗根委員，伊藤委員，大段委員，大塚委員，折笠委員，武田委員，多田委員，中臺委員，三木委員，三橋委員

事務局 総務部長 石川，法務課長 船田，主幹 松井，主事 星，  
実施機関 教育センター 所長 池浦，主任指導主事 小林

公開又は非公開の別 公開

傍聴人数 0人（定員3名）

**松井主幹** 定刻までには多少のお時間はありますけれども、委員の皆様お揃いですので始めさせていただきますと思います。

飛沫拡散防止のために、これ以後は着座にて、ご説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

本審議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条の規定により、会議の全部を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、了知くださいますようお願いいたします。

なお、本日の会議では、よりクリアな音声の録音等を目的に、マイクシステムを活用させていただきますと考えております。

よって、ここで少しお時間をちょうだいし、机上に設置させていただいておりますマイクの使用方法について、簡単にご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。

**星 主 事** 私の方から、マイクシステムについてご説明させていただきます。

お手元にあるマイクにはシルバーのボタンがついております。発言する際に、こちらのシルバーのボタンを押していただきますと、マイクの先端が赤く光るようになっておりますのでその状態でお話いただければと思います。話終わりましたら、再度ボタンを押していただく必要はございません。次の方が、ボタンを押しますと、次の方の赤いランプがつくようになりますので、発言する際は、ボタンを押していただくというやり方でお願いたします。

**松井主幹** それでは、会議の開催にあたり、総務部長の石川よりご挨拶させていただきます。

**石川部長** 委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また暑さ厳しい中、本審議会のためにご参集を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、千葉県のみん延防止等重点措置が延長され、本市も19日から重点措置区域に再指定されましたことから、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、換気やソーシャルディスタンスの確保の徹底、パーテーションの設置等の対策のほか、可能な限り、会議時間の短縮を図るため、当初予定させていただいておりました審議案件を、9月当初からの早期の実施を予定しております事案に絞り込んだ上、開催をさせていただくことといたしました。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への各種対策により、多面に渡り、ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

さて本日の議題は、諮問案件1件を含む計2件を予定しているところでござい

ます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**松井主幹** 大変申し訳ありませんが、総務部長につきましては、他の公務のためここで退室させていただきたいと思えます。

本日の出席委員は10人でありますので、八千代市個人情報保護条例施行規則に規定する会議開催のための定足数に達していることをご報告いたします。

それではここで、議事に入っていただくところですが、委員改正に伴い、現在、議長を務めていただく会長が不在の状況となっております。

従いまして、会長が選出されるまでの間、事務局より、船田法務課長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

**松井主幹** それでは、会長が選出されるまでの間、船田が仮議長を務めさせていただきます。

**船田課長** それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます法務課長の船田でございます。よろしく願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます前に、事務局より本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。

**松井主幹** それでは本日の会議の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

机上の方にですね、配布させていただいておりますのは、委員名簿、そして次第、そして席次表、そして緑のファイルでですね、個人情報保護事務の手引きというものをお渡しさせていただいております。説明の際に、逐次ご確認をいただければと思います。

議題1に関する資料はございませんで、議題2に関する資料でございますが、「GIGAスクール構想に係る通信回線（オンライン）結合について（諮問）」という資料がございます。

中に、資料1「個人情報保護制度意見聴取事項諮問書。そして資料2「GIGAスクール構想に係る通信回線（オンライン）結合について」、そして資料3「八千代市個人情報オンライン結合基準」、以上3つの資料が議題2の資料となっております。配布漏れ等ございませんでしょうか。

**船田課長** 大丈夫でしょうか。

では、まずはですね。本来であるならば、各委員の皆様のご紹介をすべきかと存じますが、現下の状況を鑑みまして、会議時間短縮のため、恐れ入りますが、お手元ですね、名簿をご確認いただきまして、これに代えさせていただければと思っております。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

議題1は、会長・副会長の選出についてでございます。八千代市個人情報保護条例施行規則によりますと、会長・副会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたか立候補またはご推薦等ございますでしょうか。

**武田委員** 推薦を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

**船田課長** はい。すみません。もう一度ごめんなさい。どなたをご推薦なさるか、もう一度お願いします。

**武田委員** 自薦ということがあったんですが、自薦がなければ推薦ということでよろしいでしょうか。

**船田課長** はい。

**武田委員** それでは、改選前の本審議会でも会長を務めておられ、審議会の運営に精通されていると考えますので、審議会の円滑な運営を図るという観点から、引き続き弁護士の伊藤委員に会長をお願いできればということで、推薦をしたいと思いません。

**船田課長** はい。ただいま、武田委員の方から、伊藤委員を推薦される旨のご発言がございました。他に立候補、またはご推薦等はございませんでしょうか。

(他に自薦及び推薦なし)

**船田課長** はい。ないようでしたら他に立候補、ご推薦がないようですので、伊藤委員お引き受けいただけますでしょうか。

**伊藤委員** 皆様のご異議がなければ、引き続きやらせていただきたいと思います。

**船田課長** ありがとうございます。それでは、伊藤委員に会長をお引き受けいただくこととさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの拍手)

**船田課長** ありがとうございます。それでは、会長は伊藤委員と定めさせていただくこととし、会長が選出されましたので、これで私の仮議長としての務めを終わらせていただきたいと思います。議事の進行にご協力を賜りましてありがとうございます。また、伊藤会長、以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

(議長席を消毒)

**伊藤会長** 継続就任の方お久しぶりでございます。初めて就任された方はじめまして。先ほどは会長へ選出いただきましてありがとうございます、伊藤と申します。あまり長々挨拶しているところの状況下でと言われそうなので早速議事に入らせていただきたいと思います。

議題1なのですが、まずやらなきゃいけないのが副会長の選出ということになっております。先ほどの仮議長の説明によりますと、副会長もですね、やはり委員の互選によるということになっておりますけれども、どなたか立候補あるいはご推薦いただける方がございますでしょうか。

(自薦及び推薦なし)

**伊藤会長** 皆様から特に立候補ご推薦共にはないので、私の方からですね、やはり前任期で副会長をお願いして見識等豊かな三木委員の方をお願いをしたいというふうに考えておりますけれども皆様のご意見をいただければと思いますが。

(意見なし)

**伊藤会長** よろしいでしょうか。三木委員よろしいでしょうか。

(三木委員承諾)

**三木副会長** よろしくお願いたします。

**伊藤会長** ありがとうございます。では、議題2の方に入ります。  
GIGAスクールにおけるオンライン結合についての審議となります。こちら

は諮問案件となっております。議題2、GIGAスクールにおけるオンライン結合についてということで実施機関の方からまず説明をお願いいたします。

**池浦所長** 八千代市教育委員会教育センター所長の池浦と申します。

私から、八千代市教育委員会がGIGAスクール構想に基づき準備を進めている環境において、今回の諮問内容になっておりますオンライン結合に該当する可能性がある箇所についてご説明させていただきます。

オンライン結合とは、市と市以外のものとの間で、通信回線によりパソコンを繋ぎ、市が保有する個人情報を外部のものが、いつでも必要な時に入手できる状態にするものを言います。

紙媒体でのやりとりや電子媒体での持ち込みなどと違い、相手方の必要性により、個人情報に対して随時アクセスすることを可能とし、かつ、不可視的な状態で提供することとなるため、市と外部の者との間で、オンライン結合は原則として禁止されております。

例外としまして、法令等に定めがある場合、または、当審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があると認められる場合を除くとしております。

今回の事案は、オンライン結合の例外規定である同条例第10条ただし書きのうち、第1号の「法令等に定めがあるとき」には該当しないことから、第2号「本審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があると認めるとき」の規定に基づき、委員の皆様からご意見を伺うものとしております。

現在、全国の教育現場におきましては、GIGAスクール構想に基づき、学びの場所を問わず、個別最適化された学びができる環境の整備を進めています。

多くの自治体では、令和3年4月より、運用を開始しておりますけれども、八千代市では、平成30年から学校で利用していた端末の環境に、GIGAスクール構想により追加整備することとし、学校が安心して利用できるように、教職員研修を含めた準備をする期間として、9月からの運用開始を予定しております。

ICT機器を活用した学習は、八千代市が貸与するタブレット端末を利用することを前提としており、将来的には、家庭に持ち帰って学習に活用することも想定しております。

貸出端末の利用を原則としているため、個人所有の端末からの利用は認めませんが、貸出端末を自宅等へ持ち帰って使えるように、ネットワークの設定をすると個人所有の端末からでも、学習者用クラウドサービスへの接続も可能な状態となることから、オンライン結合に該当する恐れがあります。

このことを踏まえまして、本件においてインターネット回線を介したクラウドサービスへの接続が、公益上特に必要があると認められるか諮問いたします。

資料2のシート3枚目、2ページにあたりますシステムの対象範囲の図をご覧

ください。

この図の中で、オンライン結合に該当する恐れがある部分は、パブリッククラウドから、個人所有の端末へ繋がる赤い破線になります。

システムについてご説明いたします。八千代市教育ネットワークシステムでは、データセンターで、子供たちが利用する学習系、教職員が業務で利用する校務系、成績処理や学籍を扱う校務支援系に、情報を物理的に分けて管理しています。

そのため、プライベートクラウドで学習に使用する部分は、安全に管理されております。

それに加えて、GIGAスクール構想に基づく環境整備では、パブリッククラウドで提供される5つのアプリケーションを活用いたします。

これらのアプリケーションは、八千代市が教育ネットワークシステムの管理運用業務委託をしている委託業者を通じて、必要なサービスとして準備しているものでありまして、オンライン結合における実施機関の一部としてとらえています。

この考え方であれば、貸与するタブレット端末も、八千代市の備品であることから、貸し出しするタブレット端末で、パブリッククラウドのアプリケーションを利用することは、オンライン結合には該当しないと考えております。

しかし、端末の持ち帰りを設定した時に、自宅等の個人所有の端末からも、アプリケーションへの接続が可能となることから、オンライン結合に該当する恐れがあると考えられます。

昨年度のように、長期間にわたる臨時休校の場合を除き、平常時における端末持ち帰りは、子どもたちが保護者に頼らず、操作ができる技能の習得や、ルールの周知徹底、パスワードの変更の準備が整ってから、学校の申請に基づきまして、教育委員会の判断によって、実施を検討いたします。

次に、各アプリケーションの役割と個人情報の提供となる部分についてご説明いたします。

第1にMicrosoft 365でございますが、ログイン後に、最初に表示されるポータルサイトにおいて、利用者自身のアカウント情報として、氏名が表示されます。また検索やファイルのバージョン履歴に、同じクラスの子供たちの氏名が表示されます。ファイルのダウンロードはできませんが、チャットでは、発言者の氏名が表示されます。

子どもたちが作成したドキュメント等のファイルの管理を行うSharepointのアカウント情報には、利用者氏名が表示されます。

また共有しているファイルには、更新者氏名が表示されます。

ウェブ会議機能で、双方向のコミュニケーションを行うTeamsには、参加者氏名が表示されます。

他のアプリケーションにつきましては、資料の6ページから11ページのとおり

りとなっております。

次に、パブリッククラウドを活用する公益性とリスクについてご説明いたします。

G I G Aスクール構想による教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰1人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びに寄与するものでありまして、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものとなっております。

これまで八千代市では、教育ネットワークシステム内のプライベートな環境下で、タブレットなどのICT機器を活用して参りました。

しかし、今後は1人1台の環境となり、新型コロナウイルスの影響もありますので、場所にとらわれることなく、個別最適化された学びの機会を提供するために、ドリル学習や、双方向のコミュニケーションを行うために、パブリッククラウドを活用したアプリケーションを利用いたします。

昨年度、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応として、3月から5月のおよそ3ヶ月間に、一斉に臨時休校が行われましたが、本来学習すべき内容は、各学校において、教職員が工夫したり、教育委員会等の関係機関が情報提供したりして作成したプリントを配布いたしました。

自宅でインターネットを利用できる家庭については、自主学習に役立つ動画のサイトも紹介いたしましたので、希望者で自宅に環境がない場合については、学校のICTルームを開放して対応いたしました。

このような対応は、当時の環境下では最善の方法によるものではありましたが、子どもたち、保護者、教職員のそれぞれに大きな負担となりました。

そのことを踏まえまして、ICTを活用して子どもたちの学習を保障することは、八千代市の教育にとって公益性が大きいと考えております。

一方で、クラウドを活用する上でのリスクとして、接続が可能になる個人所有の端末の管理の問題がございます。

また、オンライン結合基準第7条(1)の③の項目で、一般的なインターネット回線で接続する場合には、相手方の確認機能を設けることがあります。

これらのリスクへの対応としましては、貸与する端末での利用を原則としているため、個人所有の端末からの利用は認めません。

また不正アクセスへの対応としても、各事業者から履歴の提供を受ける体制がございます。

リスクの状況によっては、段階的な処置として、パスワードを強制的に変更することや、アカウントの利用を停止することもできるようになっております。

以上のことから、G I G Aスクール構想に基づき、インターネット回線を介したクラウドサービスに接続して、八千代市が子どもたちに学びの機会を提供する

ことは、公益性の観点から、学校内では教職員、家庭では保護者に監督責任があることを、学校からの報告に基づき、教育委員会が確認することで運用を開始することが妥当であると判断しているところでございますので、諮問させていただきます。

よろしく願いいたします。

**伊藤会長** はい。今の実施機関の説明に対して、まずご質問がある方、おいでになりますでしょうか。はい、大塚委員ですね。どうぞ。

**大塚委員** はい。大塚と申します。秀明大学でございますね、ITセンター長として、教職員にオンラインシステムを現在は提供しております。

このシステムを拝見して私がちょっとご質問したいのは、基本的に貸与PCでの運用ということになられるのでしょうか。その場合ですと、オンライン接続というか、一般PCを排除して貸与PCだけを繋げるような形は技術的に十分可能かと認識しているんですけども。すみません。難しいようでしたら、また後程お話をさせてください。

**伊藤会長** よろしいですかね。はい。実施機関の方お願いします。

**池浦所長** 基本的にはですね、市から貸与する端末でのみ使用するというところで行っております。従いまして、学校においては、全く問題はないところでございますが、今後家庭に持ち帰るという際にですね。どうしても、保護者、家庭等にですね、ID、パスワード等の情報を提供することになりますので、その関係で、貸与する端末を使わなくても、個人所有の端末で接続が可能になるのではないかとということで、このような形でお話させていただいたところでございます。以上です。

**伊藤会長** えっとね、今の質問は……。間違っていたら大塚委員ごめんなさいね。修正してください。

貸与PCでとりあえず繋ぐという原則はいいけれども、それ以外に、例えばそれぞれのその生徒が家で持っているPCには繋がせないということを、技術的にそういう技術を用いて、接続を排除するということができるんじゃないですか。そういうご質問だったように思うんですがよろしいでしょうか。

**大塚委員** おっしゃるとおりです。

**伊藤会長** それを、やっていないのは何でかっていう話なのか、実際やらないのかという

ことですね。

小林主任指導主事 はい。私の方からご説明させていただきます。

この5つのパブリッククラウドを活用したアプリケーションですが、①のMicrosoft 365のIDと、他、4つのアプリケーションを連携させるということで設定をしておりますので、Microsoft 365でログインをすることによって、他のアプリケーションについては、ログインが自動的に可能になる状態になります。

Microsoft 365につきましては、グローバルIPで制限をかけるということで、学校において利用する際には、家庭等からのアクセスはできない状態が保てますが、家庭に持ち帰って、利用するとなる際には、このMicrosoft 365のグローバルIPの設定を、家庭からでも接続可能な状態に変更することから、Microsoft 365のアクセスを、家庭の端末からでも、アクセスができてしまうということで、他のアプリケーションについても、同様にアクセスができる状態になるというところでございます。

伊藤会長 大塚委員よろしいでしょうか。

大塚委員 ちょっとこの先、技術的なことになりますので、またご相談をさせていただきたいと思います。

伊藤会長 わかりました。ではその他にご質問等ありますでしょうか。内容的によろしいですか。はい、三木委員どうぞ。

三木副会長 ご説明いただいた内容ですと、端末から見える状態になるってということがオンライン結合に該当するという説明をされたという理解でいいんでしょうか。

伊藤会長 実施機関お願いします。

池浦所長 はい、その通りでございます。

三木副会長 先ほどのご説明だけだと、個人情報のフローっていうのがよく理解できなかったところがありまして、確認をさせていただければと思うんですけども。これを使うことによって、一つが、リスクへの対応とかを拝見すると、ログ等が取得されるっていう状態になるわけですね。なので、これはクラウドに保存されるので、これは市の管理ですという話ですね。これが個人の端末でも自分の分は見れますよっていうことでの理解でいいんですよ。

伊藤会長 ログをとということですか。

三木副会長 ログですね。要は、自分がどういうふうな教育・・・なんていうんですかね。学習状況かってことのログは見れるようになるんですよ。

池浦所長 はい、そういうことになります。

三木副会長 全てのログが確認できるっていうことではないっていうことですよね。

池浦所長 はい。自分のところのログの管理に限定してという形になります。

三木副会長 そうすると、オンライン結合に該当するってというのは、私用の端末から各学習状況のログが見れた場合には、それは私的な端末からアクセスをして、常時個人情報情報を利用できるよう、実施機関が保有する個人情報を利用できるようになっているので、そこをオンライン結合とすると。そういう理解でいいんですよ。要は個人情報としての目的とですね、利用目的として実施機関が設定するものと、オンライン結合した場合というのは、基本的には利用目的に絞られて結合ってというのが発生している状態になっているはずなので、どういう目的に該当するものとして、このオンライン結合ってものを理解していいのかっていうのが、ちょっとよくわからなかったってのが正直なところなんです。つまり、結合した場合がいいかどうかってよりも、個人情報利用目的とかの観点から、妥当かどうかっていうので結合先との関係を考えるってのが、一般的な多分検討の仕方だと思うんですよ。

ちょっとそこが個人の端末で見れてしまうからって話になっているので、ちょっとその制度との関係がわかりにくかったってのが、私の感想でして。ちょっとそこをどう理解すればいいのかなということを確認したいというのが趣旨なんです。

伊藤会長 間違っていたらまた申し訳ないんですけど、三木委員のご質問の趣旨というのは結局、自分のログを自分で見られるっていうことで、要は個人情報としては第三者提供とかではなくて自分の情報をもっているだけじゃないかという話と、オンライン結合というものが条文上は、実施機関以外のものとの間においてその個人情報を提供する、結合って話になっているので、そうすると、例えば自分の情報をもろう場合であっても自分の端末は実施機関以外の情報になるから、それはオンライン結合っていうんだって話になっていて、その二つの関係どうな

っているんですかってことなんでしょうかね。・・・ちよつと違いますよね。

**三木副会長** いや、大体そういうことではあると思うんですけども、結局そのオンライン結合ってどこと繋いでいいかってよりも、繋ぐときの目的とか個人情報の利用目的とかに照らして、それが妥当かどうかとか、公益性に適っているかどうかという話になりますよね。

この件の場合は、基本的には子どもと、多分、保護者とか家族っていうものが、場合によっては見るだろうということですよ。

要は、表示されている状態、オンライン結合と言っていることは、親が見れば、それはオンライン結合した状態になってしまうっていう話ですよ。

**伊藤会長** 多分そこは違うんじゃないかと思うんですね。オンライン結合というのは結局、実施機関の中で、情報が閉じていけばいいけれども、誰のものであれ本人であれ第三者であれ、その実施機関以外の端末とオンラインと繋がっちゃっているという状態をもってオンライン結合と言っていると思うんですよ。

**三木副会長** ですよ。ただし、それ繋がっているっていうのもそれで入手し得る状態なので、要は入手して、一定の利用目的で利用ができる状態にするってことですよ。

**伊藤会長** 利用目的は、多分オンライン結合そのもので利用目的自体は多分問われてなくて、要は結合している状態のことを多分オンライン結合と言うんだと思うんですね。それが、だから良いか悪いかについてはご指摘の通り、利用目的等々が勘案されるということになるんだと思います。

**三木副会長** ただ公益性の観点で言うのは利用目的との関係になりますよね。

**伊藤会長** その通りですね。

**三木副会長** なので公益上の必要性を判断するにあたっては、オンライン結合をした個人情報の利用目的っていうものとの関係が、そこで問題になりうるというか、そこを検討しなきゃいけないって話になるのではないかというのが私の理解なんですよ。つまり、結合すればいいって話よりも、個人情報と結合した結果、入手し得るようにして利用するっていうことを前提にオンライン結合するので、繋いでいるだけってことはありえないわけですよ。

だから、そもそものこの利用目的とオンライン結合の公益性みたいなものとか、この枠組みの中で、そもそも何を議論すればいいのかっていうのが、ちよつと

理解をするというのが、なかなかちょっと、どこを論点として議論をするべきかっていうのが、ちょっとよくわかりにくかったということですね。

結局この今日配っていただいているとか、席上に用意していただいている手引きの方でも、結局……。入手できるようにしておくということもあるんですけども。40ページの方ですね。事務事業の目的内容から見て必要かつ相応しいものであるっていうことで。

伊藤会長 今どこをご覧なっていますか。

三木副会長 40ページですね。

伊藤会長 手引きの方の。

三木副会長 はい。

伊藤会長 どうぞ。

三木副会長 それで、個人情報を提供することが事務事業の目的内容から見て必要かつ相応しいものでってというのは、事務事業の目的っていうのが、個人情報の利用目的っていうことでもあると思うんですよね。なので、その利用目的として、この件に関して言えば、どういうことになるんですかね。要は、家庭のネットワークを使って、アクセスができるようにする必要性があるっていうことですかね、将来的に。要は今学校の中だけだと、貸与された端末のみでしかアクセスできないわけですよね。しかしそれを持ち帰ってオンラインで対応しようと思ったときには、家庭のネットワークを通じなきゃいけないのでIPの制限外しますって話を今されているんですよね。

それは将来的にはそうなる可能性があって、そういう教育を行うという事務事業を将来的に行うことに対してオンライン結合をすることがそもそもの事務事業の目的に適っているという話になるとすると、将来的な過程的な話を今ここでしているということになるんですよね。

伊藤会長 はい。そういう趣旨での諮問であるのか、それとも先ほどの説明だと、元々は家庭用端末の使用を禁止していますという話なので、じゃあ、その何のために諮問しているんですかっていう話になっちゃうということですね。

三木副会長 事務事業の目的っていうところとか個人情報の利用目的っていうところで、結

局何を良しとしていいのかっていうところがよくわからないっていう話で。はい。

中臺委員 すみません。

伊藤会長 はい、どうぞ。

中臺委員 この中にあるミライシードなんですけども、私、小学校の子どもがおりまして、昨年休校中に、このミライシードを家で使った経験がございます。

QRコードを配布されて、パスワードとIDを配布されて、それを家で、私はiPadを使ってやったんですけども、まさにこの今言っている個人使用の端末でのクラウドサービスへのアクセスっていうのを、そのときやったんだと、今私理解していたんですけども。結局でもそれって、今年に入り、昨年のIDをいただいて今年度もそれを引き続き使っているんですね、今年度は変更したパスワードなどを学校にこちらから教えて、学校で今度はやるというか、どうも活動をやっているらしくてですね。すなわち、それは今の状態でも、ミライシードにアクセスしようと思えばできなくはないのかなとちょっとやってないんですけど。できなくもないかなと思っていて。つまり、すでにもう休校中に、IDとかパスワードを配布されている家庭は、今も現在も、あるいは今後も、オンライン結合という状態での、ミライシードの利用っていうのが可能になっているっていうのが、今ちょっと情報提供としてお話したいと思います。で、今後それが問題かというのが、何が問題なのかなって私もちょっと思っていて、私がやった時には、子どもがやった時には、利用がある程度制限されたのかもしれないんですけども、何がそのクラウドサービスを使うことによって、情報が提供されているのかっていうことが、三木委員もおっしゃったようにちょっとよくわからないんですね。学習履歴なのか、あるいはこの諮問書に書いてある、個人情報の記録項目、本人の氏名、アカウント、ID、学習履歴、その他に、同じ学級の児童生徒の氏名というのがあって。これはですね、この氏名って言うのがもしかしたら、そのMicrosoft 365とかの会議システムを使ったり、ミライシードの利用の幅が広がってくると、他の生徒の個人氏名が流出する、あるいはその家庭での閲覧が可能になるっていうことが問題なのかなあと漠然と思っていましたので、今回家でそういったオンライン結合の結果学習をするときに、何がじゃあその個人情報の、例えば流出のリスクにかかるのかっていうのを事務局の方からちょっとお話いただきたいなと思います。

伊藤会長 質問わかりました？要は……。用意していなかったらごめんなさいね。お二人、ある程度こう重なっているところがあるんですが、ご質問としては。その諮問をして、出来上がるであろう状況ってどういうものなんですか？それを説明して

くださいってことだと思っんです。

要は、GIGAスクール構想に乗かって、こういったシステムを導入します。で、その出来上がり、今回の諮問にかけた時に、どういう状況で、最終的にどうか、この諮問でどこまでの状況を想定していますか、ですかね。でいいのかな。どういう出来上がりの形を想定しています？それを超えたら多分また別の諮問が必要になってくると思っんですよ。その限界どこにあるんでしょうかっていうお話というふうに承ったんですけども。7割ぐらいあっています？

今のその説明だと、まずそのIDとパスワードというのは新しく付与するんですか？先にもうすでに付与されているっていうことが先行してあるようなんですけども。

**池浦所長** そのIDとパスワードに関しては、昨年度の全校休校に関わってですね、その時にパスワードを配布したものでございますので、9月からの運用に関しては、改めて、一人一人に対して配布されるものとなりますので、現状のものとは全く違うものとなります。ですので、将来的な話なので間違っていたらごめんなさい。八千代市としては、今ある、これから整備する貸し出しの端末に基づいて、これらのクラウドサービスの5つのソフトを使って学習に活用していくということを考えておまして、その中で個人情報の扱いに関しては厳重に管理されているというふうに考えています。ですので、今の考え方では基本的には、貸与する端末で実施するという事なので、その中では、個人情報に関しては、十分漏えい等ないように管理していけるというふうに考えているところですが、それと同時に今後、近い将来ですね、やはり、その端末を用いて家庭に持ち帰って、同じような学習をしていくということを想定しています。大きな理由としてはやはり、今のコロナの対応でまた休校があるんじゃないかということだけではなくて日常的にですね、家庭に持ち帰ってその端末を用いて、授業の補習や、ドリル学習を行ったりしたり、こういう夏期休業中もそうですが、あとは、学校に来られない児童・生徒さんに対して、その端末を使うことで、学校と同じような学習を保障していくということを考えていくためには、学校外でその端末を利用するという事を、今後進めていくということで考えています。そうなった時に、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、グローバルIPの制限をですね、変えるということをするが必要になってくる関係で、どうしてもその際のIDとパスワード等の情報によって、貸与している端末以外でも同様のことが起きてしまうんじゃないかということをお考えまして、今回それに関して諮問をさせていただいているというところでございますが、この答え方で正しいでしょうか。

**伊藤会長** 要は、しかも原則としては貸与端末だけを見てねという、とりあえず口頭での

制限はかけます。ただそれは口頭でお願い、ある意味お願いベースの話になっちゃって、それに違反したからじゃあ何か制裁があるかっていうと別にそれは想定はしていない。だから、家庭に持っていった時にその個人所有端末で、開けられちゃう恐れがあるんだけど、それでもとりあえずお願いベースでは禁止をしているという状況で、要はリスクとしてオンライン結合という状態が発生してしまうかもしれないけれどもそれでもいいですかという諮問だということでもいいですか。

池浦所長 はい。

伊藤会長 だそうです、一応ちょっとだけごめんなさい。まだよくわからんということであれば追加のご質問をお願いいたします。

三木副会長 わからないっていうよりも、要はやってはいけないことをやる可能性があることについて良いと言うということですか、ここで。

伊藤会長 いや、そのリスク込みでいいですかっていう話です。はい。

三木副会長 その個人の端末で表示されるっていう以外にオンライン結合している要素がないっていう話でもあるんですね。

伊藤会長 はい。

三木副会長 じゃあ、この審議会で良しと答申を出していいのかってちょっとすごく逡巡するところがあるんですけども。ちょっとそれはこの後の議論になるということ。

伊藤会長 はい、わかりました。失礼しました。三橋委員どうぞ。

三橋委員 はい、すみません。子供たちの学びの機会を広げるということで、この公益性というのがとても良いことだと思います。しかしながら個人所有の端末で見せると、何がまずいんでしょうか。そこら辺、ちょっと私、不得手なものですから教えていただきたいんですが。それは法律に違反することなんじゃないですか。

伊藤会長 実施機関の方から説明お願いできますか。

池浦所長 はい。見えるということに関しても、個人情報をおの人物が確認できてしまう

ということがありますので、やはり、それは決して良いことではないということ  
で考えていますので、できるだけそれは避けていかなければいけないというの  
は前提だと考えています。その上で、そのリスクを超える、それを使うことによっ  
て子どもたちが、より一人ひとりに合った学習を、学校だけではなくて、様々な場  
所で、保障していくっていうメリットのところも同時に考え合わせたときに、で  
きるだけリスクを小さくしながら公益性の高い部分がある今のこのG I G Aスク  
ールのシステムでございますので、そこを合わせて検討していただきたいという  
ところで考えたところでございます。

**伊藤会長** ごめんなさいね、今の答えなんですけど、良いことではないのは何故なんで  
かということ三橋委員は聞きたがっているんです。なので、その部分が一体  
何に触れるんですかということをご回答いただきたいという趣旨だったと思いま  
す。

**三橋委員** 個人情報漏れるということでございますか。

**池浦所長** はい、そうでございます。

**三橋委員** 八千代市以外で、このG I G Aスクールの、先進的にやっつけらっしゃる県や  
市があると思うんですが、そちらの方は何か情報がございますか。

**池浦所長** はい。同じく、隣の船橋市に関しましては、同じような形で、パスワード等を設  
定しまして、対応しているということでお伺いしております。

**伊藤会長** よろしいですか。はい、どうぞ。

**武田委員** こちらのG I G Aスクール構想、そもそも論として、この構想は、システム対  
象範囲のこの実線で含まれたのが本来のシステム構想の考えであって、この破線  
部分は、本来システム構想とは関係ない話。ただ、ご家庭にはもうパソコンがまん  
延しているということで、このような情報を持ち帰り、あるいは持ち帰らなくて  
も、認識することによって、このような事態が生じるかもしれない。従って、三木  
先生なんかも今おっしゃったように、そもそも論として、これはどうなんでしょ  
うと。

本来の構想外の話であって、起こり得るリスクの問題と、これG I G Aスクー  
ル構想に伴うリスクということであって、この個人情報端末がシステムにどうし  
ても組み込まざるをえないということであればこれはまた話が違ってくると思う

んですが、そもそも論として、この破線部分は本来の構想ではないわけですよ。

**池浦所長** そうでございます。

**武田委員** 貸出端末のシステムを作る必要はないわけですね。これは機会均等とか、ご家庭の種々の経済的負担とかの中で、最初のそもそも論で、1人残らずですね、残さず皆さん一緒にこういう教育をやっていこうという。それには貸出端末で、押しなべて、全ての児童生徒さんに持っていただくと。その他の、既にパソコンを持っているような家庭が、このような問題を起こりうると。

それで冒頭、大塚先生はこのことを言って、これは技術的にできるんですよってということで、色々議論の中で、いよいよその話はじゃあどうすれば、今度はリスクの問題として結合としてはですね、そもそも結合する意味がない。

先生方、いわゆる主管されている先生方もこれは、本来の結合は必要ということではないですよ。だから結合の問題ではないと。結合が必要なんで、どうなんでしょうかと。色々個人情報の問題も出てきちゃうということであれば、これを議論せざるを得ないけれども、そもそものシステム外の話。本来のシステム外の危険要因というか、阻害要因という話ですから、そういうものに対して今度技術的にどうかということは先ほど冒頭に大塚先生は、それはできるんですよっておっしゃったんでそちらの方の議論をちょっと今聞いて参りたいなというふうに思います。

結合的にはもう、そもそも論として、これは不要な結合ですから、本来やっては困る。貸出端末にする意味全くないわけですよ。

ご家庭でやればっていう。そうするとバラバラなっちゃうから、貸し出してやれば、皆さん機会均等しているのに。それ以外の話として、こういうような阻害要因が出てくるといふあれですから、そもそも論として結合という話ではないと。する必要全くないし、されては困るし、してはまずいと。

先程ペナルティの話も出ましたし、何らかの形でそういうことはしないようなシステムを教育上作らなきゃいけないように思います。でもこれは当審議会の場違いの話かと思います。そこで大塚先生のお話を聞いてみたいなというふうに思うんですけど。

**伊藤会長** 実施機関の回答事項は特になくてご意見ということでよろしいでしょうか。武田委員。

**武田委員** はい、そうですね。そういうことで、私の素朴な質問に対する技術的な助言ということでお願いします。

伊藤会長     ありがとうございます。とりあえず質問の段階でということなので、今ご意見はちょっと議論の方でまた取り上げたいと思うんですけども、その他質問ありますか。はいどうぞ。

折笠委員     すみません。NTT東日本の折笠と申します。今期から参加させていただきます、よろしくお願いいたします。

いろいろお話を聞いていて、やはり漏えいするものが何かっていうのが、多分肝になっていると思うんですけども、例えばクラウド側に、各個人のお子様の成績が残ったりとか、あとお名前っていうのは先ほども出ていましたけれども、そういったものがもしあったとします。で、貸出端末で使っている以上、変なソフトが入っていないので漏えいしないと思うんですけども、これが今度携帯でも多分見れると思うんですよね。携帯でもパソコンでもインターネットに繋げるものだったら何でも繋げる環境を作りますかどうしますかっていうところだと思うんですけども、そうした時に個人のパソコンとかに……。何ですかね、変なウイルスソフトが入っていると、何かデータを引っ張ってきてしまったり、友達にまき散らしてしまったり、そういった危惧があるのでどうしようかというところだと思うんですけども。

まず、パブリッククラウド側に何かその情報が重要なものがあるのかっていうのが一つだと思うんですね。成績だったり何か本当に個人情報に当たるもの、名前もって言われてしまうと名前も個人情報なんですけれども。

さらに、個人のを接続する以上、その変なソフトが入っていると、情報漏えい、個人情報とはちょっと別の話になるんですけども、勝手にソフトが起動して情報を取ってきて、友達にまいちゃみたいなのが発生する危惧があるのでそこをどうするかっていう、個人情報プラス情報漏えいの問題が発生してくると思っています。

先ほど一番最初に大塚委員さんも言われたんですけども、今回自宅に貸し出しパソコンを持って帰るにあたってどうしてもグローバルIPっていうのを開放しなきゃいけない環境になってしまいます。家のWi-Fiでも繋がるようにしなきゃいけない。学校のWi-Fiだけじゃなくて、家のWi-Fiでも、色んなものが見れるようにしなくちゃいけないので開放する必要がありますと。多分、さっき大塚委員さんがおっしゃったのは、例えばその端末のマックアドレスをクラウド側に登録してしまえば、もうその端末しか行かなくなるとか……。

伊藤会長     マックアドレス、一応解説してもらいます？

**折笠委員** 端末ごとに、固定の製品番号ってのがあるんですね。結構長いんですけども。そういった番号、個々に携帯であってもパソコンであってもみんな持っているので、そういったものをクラウド側とかに登録しておけば、決まった端末以外は、アウトっていうか入れませんみたいなことをする技術が今あるんですね。そういったものを活用してもらえば、個人端末とかが入らない制御もできる方法も技術的にありますということだったと思うんですけども。そういったものを組み合わせていかないと、やっぱりこの場ですんなり、何でもどうぞって言うと、今どんなウイルスが入ってくるかわからないので、ましてや、個人の情報、成績とかが入ってしまうと、やっぱり大きな社会問題になってしまいかねないので、ちょっと配慮する必要があるのかなと感じています。そこに例えばテキストだけとか、問題だけっていうことで、ばら撒かれてもいいものしかないのであれば、そんなに危惧せずに、普通に携帯でも使ってください、何でも使ってくださいってことは言っても、私たちもどうぞどうぞと言えるんですけども、何かの個人情報溜まってしまっということになるんだとしたら、危惧しなきゃいけないし、対応策を打たなきゃいけないんだと思っています。だからその、ちょっとレベル感がわからなくて、パブリッククラウドに何があるのかがちょっとわからなくて判断がしかねる立場にいますというところです。

**伊藤会長** それをご質問ですね。

**折笠委員** はい。

**伊藤会長** よろしいですか。それでは実施機関お願いします。

**池浦所長** 基本的にはですね。成績とか、学習で作られる成果物等につきましては、このプライベートクラウドのデータサーバーに全て管理されることとなります。パブリッククラウドの方には、そのソフトの中で出てくる氏名だったり、この資料にも書かせていただいておりますが、そういうような個人情報がここに、どうしてもソフトを使う上で、記録されていくということになりますので、その部分はパブリックには残りますけども、原則、個人の成績等の重要なものにつきましては、プライベートクラウドのデータセンターの中に保存されるシステムにしております。

**折笠委員** わかりました、ありがとうございます。

もう 1 個だけちょっと気になったのが、家庭のWi-FiでIPアドレスっていう各固定で持っているものがあると思うんですけども、そのIPアドレスも

パブリッククラウドの方に保存されるのでしょうか。例えばIPアドレスがわかると、外からそのIPアドレスを狙い打って何か攻撃を仕掛けるみたいなこともできるので、そこが保存されるのかどうかもちょっと、この判断をするにあたって知りたいところです。

**池浦所長** 申し訳ありません、そこまではちょっと把握していないところでございます。

**折笠委員** わかりました、ありがとうございます。

**伊藤会長** よろしいですか。はい、ありがとうございます。  
その他ご質問、よろしいでしょうかね。

(他、質問なし)

**伊藤会長** はい。ではご意見を伺っていきたいんですけども、おそらく現状での実施機関側のその出来上がりの形としては先ほどご説明をしたことの繰り返しになってしまいますが、持ち出しというのを一応想定しているのもであらうと。その時にはグローバルIPの変更をしなければいけない・・・ちょっとすみません、専門用語分からなくて申し訳ないですが、家庭用機器でも技術的には繋がってしまう恐れがあるんだろう。それ込みで、このGIGAスクール構想をオンライン結合という話になりうるということなので認めていいですかということに対するご意見、色んな多分意見の出し方あると思うので、理由を含めていただければなと思うんですが。

はい、三木委員どうぞ。

**三木副会長** 先程もちょっと申し上げたんですけど、やや逡巡するのはですね。家庭用端末で使ってもいいですよっていうことを審議会が言ったに等しい状態で、答申を出すとなってしまう可能性があるんで、かなり逡巡をしていますということと、あとオンライン結合基準というものを今日資料3で配布していただいていますけども、これの6条がですね、相手方の対応措置に関する基準というものなんですよ。これって言うのは、やっぱり組織的にオンライン結合して相手方の安全管理基準みたいなものとかも入ってしまっているわけなんですよ。これを満たしている場合にオッケーを出しましょうってというのが、一応この八千代市としての基準としてあるので、それを家庭用端末と家庭に求めるっていう状態が、そもそもこの基準に、極めてそぐわない状態になるっていうところがあって、自ら設定した基準にそぐわないけどもいいですよってことを審議会が言うってことも、私かなり逡巡を

するということがありまして。やってはいけないって話ではなくて、例えば家庭用の端末を使うことによるリスクって、その端末の管理状況って、各家庭ごととかデバイスを使っている個人の意識とか、あと何を知っているかによってかなり大きく左右されるので、管理状況で様々だと思うんですよね。ただ一方で、学校から貸与されたデバイスではなくて普段から使い慣れているデバイスがあれば、そっちの方を使いたいっていうニーズがですね、アクセスできるのであれば、子どもと保護者の間に出てくることもこれ当然想定されるわけなんです。そうすると、個人のデバイスの使用を全面的に禁止するっていうことを、技術的な部分以外で努力目標でさせるってこと自体も、かなり無理があるだろうというふうには思うんですよね。その学習環境として学習しやすいものを選択していくってこと自体は、否定はしないんですけども、基本的にやってはいけませんよって、学校が、ないし教育委員会が言っていることをやったことに対して、そういう状態でオンライン結合になっちゃったらしょうがないですねっていうことを言っているのかっていう、やっぱりその問題がですね。どうも制度との関係で言えば、何かすんなり「いいです。」というふうには言えない。別にオンライン教育環境を整えるってこと自体は、すごく重要だと思いますし、日本は特に今回の新型コロナ禍ではっきりしたのは、OECD諸国の中でも、すごく条件が良いところも悪いところも含めて、もう凄く下に沈んでいるってことがよくわかるので、これは家庭の経済状況とか家庭の状況に応じて、子どもの環境が大きく左右されるっていうことになること自体の不利益っていうのはかなり大きいと思っていますので、やること自体は良いと思うんですよね。ただ、これをオンライン結合として、審議会としていいですっていうふうには言っているものかかっていうところは、ちょっとですね。すんなり「そうですね。」とは言いにくいというのが私の個人的な今のところの意見です。

**伊藤会長** すみません。三木委員のご見解を前提とした場合に、答申って何て書きましようか。

**三木副会長** 答申として書ける範囲で、思いつきになりますけど、言えるとすれば基本的に駄目ですよ。ただし、万が一、そうなってしまった場合については、審議会としてお墨付きを与えることになるのか家庭の責任の問題になるのか。どっちか、何か選択の余地がありますかねっていうことかなと思います。つまりその家庭用の端末に繋いでいいですよっていうことに対してお墨付きを与えること自体はそもそも禁止をするっていう前提であればおかしいわけですよ。審議会でもいいですよって言うてしまうと、「学校は駄目だと言っていいけども、ここで良いつて言っているじゃん。」って話になってしまうので、それは避けたいかなと思います。だから基本的には、家庭用の端末からのアクセスは禁止される見込みであるっていう

ことは明確に言わなきゃ駄目かなと。ただ、個人保有のデバイスからのアクセスについても出来得る状況が生まれるので、そういった場合に、この条例上それを禁止することができないっていう話になるのかなと。

**伊藤会長** ごめんなさい。もう少しだけちょっと教えていただけますか。

**三木副会長** つまりこの条例上で、それがオンライン結合状態になるっていうのが今の諮問の趣旨ですよ。なので、基本的にはそれは駄目なんだけれども、教育を行うって事務事業の目的からすると、個人の学習環境の選択としてそれを選んだときに、それを駄目ですとは言えませんっていう話かなというふうには理解はしました。だから、その個人端末の使用はいいんですよっていうことに対して、ゴーサインを出すっていう答申が前面に出ちゃうと、ちょっと、そもそも教育委員会がおやりになるろうとしていることと、審議会が出すメッセージというか、その条例上の判断っていうのが、全然真逆になっちゃうっていうことですね。それは避けたほうがいいんじゃないかっていうふうに思いました。

**伊藤会長** 諮問のスキームとしては、その個人端末の使用というのは禁じるという前提があると言えばあるので、それ込みでいいよっていうのは一つの考え方ではあると思う。当然そこは答申の理由の中、あるいは答申のその主文そのものに書いておくということは考えられると思います。そういったその間必要性の部分については、やはりある程度、個人端末の使用というのをどこまで正面切って言うかの話がありますけれども、その家庭の学習というために、おそらくその一番問題なのはグローバルIPのところなんでしょうね、今回の事案で言うかね。それはやむを得ないとしても家庭内の端末は使うなという、要するに貸した端末だけでやれというような案というのは一つありうると思うんですけども。

**多田委員** また改めてこちらの委員をさせていただくことになりました多田といいます。  
日本データ通信協会で、プライバシーマークの審査をやっておりますので、ある程度この辺りも知っている範疇なんですけれども。まず一つはですね、貸し出し端末を持って帰った子どもさんのお父さんなりお母さんなりが、自分のパソコンで、子どものID、パスワードで入れると、使えるようになるよと。それが危険だよっていうことなんですよ、言ってみれば。そうするとですね。貸出端末で見られるものと、お父さんが見る端末で見られるものと全く同じものなんです。言ってみれば、個人情報保護するという意味では、リスクはほとんど変わらないんですよ。ただ、何故、家庭のパソコンで使っちゃいけないんですかっていうこと。例えば、貸与端末を持って帰ったんだけど、落としちゃって割れちゃった

と。でも宿題があるんで、今日お父さんのパソコンを貸してっていうケースありますよね。だからこれがオンライン結合になるので、こういう形でもいいですかっていう諮問だと私は考えたんですよ。その場合に、家庭のパソコンを使ってもいいんじゃないですかって思いますよ。何、リスクがあるんですか。それがはっきりわからないんですよ。オンライン結合になるから、諮問をするということで、今日いただいていると思うんですね。今回、ですからそういう意味では、この諮問につきましても、特に問題になるところはないんじゃないのかなと。ただオンライン結合っていう発生する恐れがあるので、あらかじめ諮問しておこうって、教育委員会はそういうことなんじゃないですか。そうですね。だったら、あんまり個人情報保護っていうリスクの観点から言ってもですね、先ほど折笠委員もおっしゃいましたけども、もっとクラウド上の問題だとか、色んなリスクがいっぱいあるわけですよ。このシステムに関して言えば、家庭にある端末を使うことによって、リスクがさらに発生するってことは、私はないと思うんですね。ほとんどないと思います。違いますでしょうか。

**伊藤会長** 折笠委員、お願いします。

**折笠委員** いいですか、折笠です。

1点だけ言いますと、学校のパソコンはうちの子どもも高校の時にiPadを渡されていたんですけども、家で持ち帰ってももちろんやっていいよってなっていたんですけども、追加のアプリが一切できなかつたんですね。自分で好きなアプリケーションを入れると、そこにウイルスをばら撒くものがあるので、入れられない状況でした。でも家のパソコンは何でも入れられるんですよ。今違法だと言われている、何か無料でダウンロードできてしまうソフトとかそういったものが入れられてしまって、それで接続するとばら撒いてしまうリスクが発生するっていう意味で、ちょっとだけやっぱり個人の端末との違いがあるかなと感じております。以上です。

**多田委員** そのリスクについては、八千代市の教育委員会だけの問題ではないですよ。

**折笠委員** おっしゃる通りだと思います。

で、先程私がちょっと自分で言っておきながらなんですが、情報漏えいのリスクってありますよねって言ったところで、例えば、お名前のリストがばら撒かれるリスクってあると思って、一応個人情報って言われるのであれば、ちょっと工夫したりするのであれば・・・何ですかね。イニシャルにするとか、何か個人がばれないような・・・やりにくいですが、みんながわかる共通語にするとか、工

夫の仕方はいくらでもあると思うんです。できたらやっぱりそのタブレットだけじゃなくて、本当だったらパソコンとか携帯とかでどこでも学習できた方が、お子さんにとっては環境がすごく広がるので、大きい画面で見たいとかあると思うので、いいのかなあと思うので、それに寄せられる方向にやっぱりできたらいいんじゃないかと思いますが、そこに対するリスクは排除しておかないと問題が起きてしまうのでそこはきちんと検討しなきゃいけないと思っています。以上です。

**伊藤会長** 多分、二つ方向性としてはあって、将来的にはその家庭用端末を使って、要するに個人の所有端末を使えるという方向で、今のGIGAスクールの視聴端末を広げていった上で、リスクを排除するっていうやり方と、もう一つは、とりあえず渡したやつしか駄目と。そこから先の接続は一切認めませんというやり方と、いずれにしてもまず家庭に持って帰るの禁止っていう答申がいいなっていう方いらっしゃいますか？

そういう方はやっぱりいらっしゃらないですかね。そうするとやっぱり家庭で学習するためのツールとして、どっちが提供するのかという問題はあるけれども、端末が要りますというところまでは少なくとも今のこの審議会ではコンセンサスはいただいていると。で、その先。あとはそうすると貸与端末に限定すべきという考え方と、その家庭用端末でもオクケーというところになってくるかと思うんですが、そこはいかがでしょうかね。

今、折笠委員なんかは家庭用端末にも将来的には広げていくということがあってもいいのではないかと。当然必要な条件はあると思いますけれども。その点に関してはいかがですか。

**大塚委員** 一応大学ですと、もう自由に使わせていますので、家庭用端末だろうがスマホだろうが、何でも使っています。パブリッククラウド側、本学ですと、グーグルですけれども、Microsoftも同等に比較的堅牢だと思われまして。やはりリスクとしましては、端末を使っている側、パスワード漏えい等個人の漏えいですね。そういったところは十分考えうるとは思っています。

あとこの表で見れば、大学ですとかのデータセンターの方が非常にリスクが高いというのが現状だと思います。ちょっとオンライン結合のこととは違いますが情報提供まで。

**中臺委員** 私の意見を申し上げますと、GIGAスクール構想の基本というか、どこでも誰でも自由に平等に学習の機会を得るということを叶えんとするならば、やはりその個人所有の端末を排除する今明確な理由がさほどなくて・・・さほどないと言いますか、実施側がもっと色々な設備、例えばセキュリティですとか、このパブリ

ッククラウド側の情報が、システムの構築とかに尽力すべきであるんじゃないかなと思うんですね。例えば、なんて言うんですかね。ちょっと言い方が難しい。私の意見としては、個人所有の端末も認める、そうするとオンライン結合が発生するわけですよね。そうすると、それに対して私たち審議会が、オンライン結合が公益上認められるか認められないかというような、どちらかの意見になるわけですけども、ただ教育の平等性っていう公益観点からすると、別に個人所有の端末からそこにアクセスしたっていいと思うわけです。ただそれをやった時に、何が問題になるかっていうと、その先のネットワークに繋がることのリスクですよね。でもそのリスクは、例えば教育委員会なり、市がもうちょっと設備をきちんと整える、あるいはもうちょっとそれは保護者側の方にも、管理されたパソコンできちんとやってくださいというような、次の施策を取っていかないと。ここで今、そういうことをしないで、個人所有の端末は駄目ですって言うのは、ちょっと何て言うんですかね。役所側の怠慢なのではないかというふうにはちょっとはいたします。

私としては、先ほど多田委員がおっしゃいましたけども、貸与端末を壊したとかもあると思いますが、小学生なんかは忘れてきちゃったとかですね、そういうのがあると、個人端末があればそこで学習の機会が保障されるということもあるので、そこをあえて排除しているのにオンライン結合になりますかどうかっていうのはちょっとおかしいと思うんですね。個人端末を接続するからオンライン結合になるけどいいですかどうですかって言うような、質問の仕方じゃないと、私たちがイエスかノーか言えないです。もしそのオンライン結合を認めるんだったら公益性があるかないかって言ったらそれは、皆様の中でも「ある。」っていうね、全面的なさっきの話だったので。あるんだったら、じゃあその他にどうするかっていうのを、もっと教育委員会とか市側で考えていただきたいなというふうに思います。

**伊藤会長** そうすると、ごめんなさい。ちょっとカウンターの話の仕方になっちゃって恐縮なんですけど、まず抽象的な意味においてということなんですけれども、このGIGAスクール構想の中で、将来にわたってその個人端末は排除すべきであるというご意見をお持ちの方、いらっしゃいますか。

(挙手1名)

**伊藤会長** 将来的にも個人端末はやはり排除すべきであると。どうやってもその貸与端末の中、閉じたネットワークの中でやるべきだというご意見だということですね。その理由とするところをちょっとご説明いただいてもいいですか。

**武田委員** 武田の方からご説明申し上げます。そもそもは、これは教育委員会が所管して、八千代市内ですね。そういう公的機関がその設定をしているわけですよ、このGIGAスクール構想を。それで、自由にインターネットを使うとか、ITの能力を使うってのはそれも勝手なんです。ただこの土俵では、この形でやらないと、そもそも設定からいって、それは崩されてくる。家庭で、さっき申し上げたように、それはパソコンもある家庭もあれば、貧困家庭であればないかもしれない。忘れるかもしれない、でもそれはもう家庭事由多々ありますので、そういう個別設定での話ではないと思います。

**伊藤会長** 申し訳ありません。ちょっと質問の仕方が悪かったんですけども。抽象的にはというふうに申し上げたのは、色々、今ご提案をいただいた、例えばそのセキュリティを確保する方法とか、現状の今諮問で出ている状況ではなくて、また別の方法でその個人端末が仮に入ったとしても、例えばシステムの堅牢性が維持できるとかですね。そういった状況ができ上がる可能性を、そういったことを全部考えた上で、それでもやっぱり繋いじゃ駄目ですかっという、そういう質問の仕方だったんですが。

**武田委員** そういう場合であったといたしましてもですね。昨今のそういう情報漏えいとかという問題等を考えると、完璧なシステムってのは難しいと。ただし、システム一般のことを言っているのではなくて、このスクール構想として、今考えた仕様でやっているわけですよ。それをあえて危険要因を入れる必要は全くないと。ましてや個人一人ひとりに均等に割り当てているのに、「いや、あっちも使えたほうがいいわね。こっちが使えたらいいよね。」それはそう。でもこれ、GIGAスクールで使う必要ないわけですよ。自分でいくらでも自分で研究して自分で使えばいいわけな話であって、この土俵でやる話じゃないと、それはごちゃ混ぜになっている。これはこういうことで教育目的としてやるということですから、その土俵での話ということですよ。

**伊藤会長** なるほど。  
というご意見が一方にあります。他の先生方は家庭用端末へのその道、将来的にはそういう方向への道を、開いた方がいいというふうにお考えであるかどうか。  
はい、三木委員どうぞ。

**三木副会長** ちょっとそこまで単純に良いか悪いかっというよりも、原則と例外は何かっというのをはつきりさせるって話だと思いますけれども。原則として貸与端末を使

ってくださいと。ただし例外を認めないわけではありませんという話になるのかなど。何か、原則と例外をはっきりしないで議論しちゃうとですね。何をリスクとして何の議論をしているのかちょっとわからなくなってしまうので。私としては、全面的に家庭の端末でいいですよって話よりは、原則と例外の、例外を認めますっていう話であるべきかなと思っています。

**伊藤会長** すみません。私の頭の中が、勝手に、原則は貸与端末だったんですけれども、そこは特にぶれてはいないんですね。そこはよろしいですかね、考え方として。その場合であっても・・・すみません。改めて申し訳ないです。武田委員の方にお伺いするんですが。原則は貸与端末ですと。その場合であっても例外的であっても、家庭の端末は使うべきではないというご意見になりますか。

**武田委員** はい。やはりリスクっていうのは非常に難しいし、またITに対する能力というのは、各家庭でバラバラだと思うんですね。それでウイルス侵害に対する認識も非常に多種多様、多面的であるということを考えますと、例外というのは、三木先生がおっしゃるような、どういう例外をちょっと想定するかによって、私も気がつかないような例外ということであれば、確かにそうですねと申し上げたいんですけども。色々経験してきた中では、そういうことはなかったように思います。特に会社なんか本当に全く駄目になっちゃいますので、そういった恐れが少しでもあるならば排除すべきであって、それを見抜ける例外規定であるかどうか。「忘れましたがいいですか。持って帰って、はいウイルス。」とんでもないシステム障害が生じてしまうというリスクがあるんじゃないかという、ちょっと初歩的な危惧があるということです。

**伊藤会長** というご懸念が今示されているわけで、そうすると、その家庭用端末への道を例外的に認めようという場合には、そういったリスクが排除できるのであればいいわけですよ。100%かどうかわかんないですけども。そういう技術的な話になって私だんだんついていけなくなっているんですが。知見を何かお示しただけのかどうかということにきつとなってくるかなと思うんですけど、何かご意見ありますか。

**三木副会長** 技術的な問題っていうのもあると思うんですけども、公益上の特に必要があるっていうのは条例上の文言であって、私がさっきからちょっと気にしていて指摘もさせていただいているのが、オンライン結合基準という今日の資料の3なんですよね。ここで、必要性に関する基準、相手方の対応措置に関する基準、そして実施機関が講ずる技術的措置に関する基準っていう3つの基準っていうのがある

んですよね。今回特に問題になるのが、その第6条の相手方の対応措置に関する基準の相手方が家庭であるってところが、この基準からすると、かなり難しい問題になるだろうと。元々オンライン結合っていうものが、この家庭の端末と繋がるとかですね、家庭の端末で見れてしまうっていう状況を想定していない、多分制度上の作りになっているので、そもそもの制度上予定している基準ってというのが、家庭を想定した時にはかなり適合しにくいという状態になっているんだと思うんですよね。ただこの審議会は、条例と市が設定した基準に基づいて、議論して判断をするっていうのがもう大基本だと思いますので、これを無視してですね、必要性の議論だけするのも、ちょっといかがなものかなっていうところがありまして。それで、6条との関係をどういうふうに整理するといいいのかなっていうところを、技術的な問題とは別に、やっぱりここで何らかちょっと考えなきゃいけないっていうことと、あともう一つが、実施機関が講ずる技術的措置に関する基準ってのが第7条にありますので、この基準を満たしているっていうことが、その実施機関が明らかであれば、一応この制度上やるべきことをやっていますって状態にはなるわけなんですよね。だから、ここは満たしているって理解でいいんですよねってのが、質問というか確認ですね。

**伊藤会長** すみません。今のご質問なんですが、その実施機関側がやるべきことと、結合先の問題と、それは両方に関して満たしているという確認であるのかそれとも実施機関側のみでいいのか。

**三木副会長** 実施機関側のみですね。家庭のことは個々なので、確認のしようがないっていうことになると思います。

**伊藤会長** ということなんですが、実施機関の方で、そこはちょっとご回答お願いできますか。

**池浦所長** はい。実施機関側の第7条に関して言えば、(1)の③の中でですね、その後段に当たります接続する相手方の確認機能を設けるという項目がございます。この部分に関しては、満たされてないということになります。以上です。

**伊藤会長** それ以外は満たしているの。

**船田課長** すみません。法務課でございます。もう1点、結合基準上、懸念のある部分がもう1箇所ございまして補足させていただきます。

6条の方の(2)、①のイでございますけれども、管理的措置に関する事項の中

で、電子計算機の管理について、電子計算機の使用状況を監視し及び記録することってところが、完全には十分に対応できるかどうかというのが、家庭用の端末については、ちょっと懸念があるというふうに、こちらでは分析しているところでございます。

すみません、教育センターさん。補足よろしかったでしょうか。

**池浦所長** 大丈夫です。

**伊藤会長** 無理ですよ、家庭のパソコンだからね。ということになりまして、結論から簡単に言うと、要するにオンライン結合基準を満たしていない結合の相手方と結合していいですかみたいな話になっちゃっているということになるんですね。で、そうすると、それができる状態を次に作っていいかどうかという議論にきつとってくるんだらうと思います。すみません。話が凄く遠回りで申し訳ないんですが。

**三木副会長** 先程の説明ですと、実施機関側の基準を一部満たせていないのは、それは結果的に、家庭用端末が相手であるってことによって満たせなくなっているっていう話ですよ。だからこれ、表裏一体ですよ。この両方が、実施機関側の措置と結合先の基準が満たせていないっていうのは、表裏一体の問題であるってことですよ。

**中臺委員** 第7条の(1)の3ですね。その確認機能を設けることってというのは、未来永劫システム的にできないということなんでしょうか。

**池浦所長** はい。個人個人のパソコンにですね、そのような機能をインストールするなり設けるということが難しいということで考えています。以上です。

**伊藤会長** ちょっと教えて欲しいんですけど、そもそもそのID、パスワード以外の接続する相手方の確認機能って何なんですか。何が想定されているのかちょっといまいち把握できていないんですが。わかる人教えてください。

**大塚委員** 例えばMicrosoftの365ですと、トークンって言って、USBを刺すとその端末が使えるようになりますけれど、そういったところも多分ベンダーさんにご相談されるといいんじゃないでしょうか。ただし、これは別に私がオンライン結合を支持しているという話ではないんですけども。

伊藤会長      という意味なんですね。ありがとうございます。というものがいるっていう話らしいんですけど。

三木副会長    すみません。これってID、パスワード以外に、安全な環境から接続しているかとかそういうことを確認するっていう話でもあるんですか。接続する相手方の確認機能っていうのは、何かどの程度のものを満たしているところに、これを満たしていることになるのかっていうところで、何か解釈の違う話なんですか。

伊藤会長      これ、法務に答えてもらったほうがいいんですかね。多分、実施機関じゃないですね、ここはね。

船田課長      法務課でございます。

実は、この結合の基準自体はですね、法務課で直接所管しているところと、情報管理課という技術的な部署のところの管理部分に跨っておりまして、技術的な内容は、なかなかこちらでも全て回答しきれないというのは申し訳ございません。一応我々が伝聞で聞いているところでございますけれども、相手方の確認機能というのは先ほどのような物理的に何か、確認するような状況とか、もしくは何かしらのソフトみたいなもので、別途確認させるようなシステムが、相手方の端末、電算機にも入っているということを念頭に置いているようでございます。やはり、元々この結合基準自体が、市と他の組織との接続を考えていて。だから一番最初に専用回線って書いてあるのは、インターネットがまだこれほど広がる前の段階を元々想定していて、あらゆる色んな個人単位までということまでは、実はそこまでは想定してないということも正直でございます。ですので、厳しくこれを読むと、確認ができないとなりますし、実態に合わせて広くここで解釈して読もうとすれば、何かしらのパスワードとかで確認しているというふうな、読み方もできなくはないんですけども、ただ上の方でパスワードとかIDとか言っているの、何かちょっと、文言上少し解釈が難しいというところにいるのが今の実態でございます。

すみません。回答になっているかどうかは申し訳ないですけど。

伊藤会長      だから機器とか環境とかそういうところに関してまでという話ではないのかもしれないですね。要は、この人と繋がっているんですということが、ID、パスワード以外の何らかの方法で確認ができると。ただどっちにしても、このオンライン結合基準ってよくよく読むと満たさなければならぬって書いてあってですね。そうするとこれ、満たしていないと繋いじゃいけないはずなんですね、八千代市としてはね。という条文になっているところでございまして、そうするとそれが

可能になるようなそのグローバルIPの変更を認めるということが果たしていいのか悪いのかのきつと議論になってくるんだろうと。

**折笠委員** 折笠です。今のこちらの方を読ませていただくと、やっぱりこれに則るとするならば、グローバルIPを開放するのは家で使うためにはしょうがないんですけども、ただ、このまま開放するから他のパソコンで使えるよっていう状況ではやっぱり好ましくなくて。貸し出ししている端末の使用制限をかけてもらえばいいので、そこだけちょっと、もしベンダーさんとかとご相談していただけるのであれば、セキュリティも守れますし、記録も取れますし、この条文に違反することはないんじゃないかなと感じているところです。

**伊藤会長** なるほど。一つの、非常に折衷的で良い案かなと私は思うんですが。個人的には。とりあえずそういう話ができるかどうかなんですけど。現状は、だからできていないわけでしょ。これから要は端末登録して、この端末だったら繋がりますっていう形での仕様の変更ができるかどうかですね。

**池浦所長** 私どもではちょっと何とも言えないところがあるので、確認をさせていただければと思います。

**折笠委員** おそらくですが、個々の端末を回収してそこにやるっていうよりも、多分、もうマックアドレスとかってリストがあると思うので。ベンダーさんとか。それをサーバー側に何か登録するみたいな、そんなに難しくないとだとは思っているので、ちょっとぜひベンダーさんの方にご相談していただけたらと思います。よろしくお願いします。

**伊藤会長** 方向として、最終的に家庭用端末への拡張っていうのが、一つあり得る話ではあるとしても、今ご説明があった通り、現状のオンライン結合基準をもってしては、ちょっと厳しいということになるかと思うんですね。なので、すみません。ちょっと勝手にまとめに入っていますけども。今のところ、現状で、そちらの家庭用端末へ繋ぐことを認めるようなやり方、家庭用端末への接続というのは、まず認めるのは駄目と。そうすると、次にその道を開くようなグローバルIPの開放でいいんですかね、言葉としては。というのが良いか悪いかですが、そこはいかがですか。厳しいという見解でよろしいですか。それか、だからそれを仮にやるとしても、先ほど折笠委員の方からご指摘があった、個別の機器ごとに登録ができる。逆にそれをやるのであれば開放してもいいですよ。それがない限りは、今すぐやるというのは、多分9月までできるのは無理だと思うので、それができない

限りはやるべきではない。表現の仕方なんですけど。

**栗根委員** 栗根と申します。今、会長が言われたような原則論と言いますかね。絶対に、貸し出しパソコン、貸し出しのものしか使えない状態というのが私の考えで。もし将来的に、グローバルIP、そういうのを開放するのであれば、色んなリスクを排除する形で、できれば開放してもいいというようなことで、今の段階では、この審議会に諮問された中では、やっぱり原則論、それだけしか認めないっていうのが私の考え方です。以上です。

**伊藤会長** ちょっとすみません。説明の仕方に、若干おかしなところがあったので申し訳ないんですけども。そのグローバルIPの開放っていう問題というのは、端末を家に持って帰って家で使うという必要があってやらなければいけないことなんです。そうすると、そのグローバルIPを開放すべきかどうかという議論の前段として、まず持って帰る必要があるかどうかという話があって。さらにグローバルIPを開放した後で、端末ごとの利用制限がかかるかどうかというのは、グローバルIPとは別の技術的な制限をかけられるんじゃないかと、そういう議論に多分、今状況としてなっているんだろうと思います。

**栗根委員** そうですね。言葉足りなくて、すみません。それが考え方です。

**伊藤会長** よろしいでしょうかね。

ということで、とりあえず現状としてはということなんですけど、持って帰って使いたいねという必要性は認めるけれども、それに伴って、発生するグローバルIPの開放によって、現状では家庭用の機器が使われてしまうので、直ちに認めることは、審議会としては相当ではない。ただ将来的にというか、きっと速やかになると思うんですけども、その貸与機器に限定をする形での技術的な改修をした段階であれば、持って帰るということも認める。ただ、やっぱり家庭用端末に関しては、現状オンライン結合基準を満たしてないので厳しいといったようなお話にとりあえず今まとめてみたのですが、ご意見……。はいどうぞ。

**三木副会長** 端末を持ち帰ることによって生じる個人端末の利用っていうものを、現段階だと基準を満たしてないので、できませんよ。ただ将来的に、今この基準からすると6条7条で満たしていないものがあります。これに対する措置が、何か具体的に講じられるのであれば、家庭用端末でも良いとするのか、それとも、もう家庭用端末は駄目ですよっていうふうにするのかで大分違うんだと思うんですよ。だから、ここでの先程までの皆さんの多くの議論からすると、家庭用端末を使うこと

自体を全面的に禁止するっていうことも、非現実的だろうっていうところは・・・。

**伊藤会長** 将来にわたっての議論ということですね。

**三木副会長** そういうことですね。だから、ここで出すその意見なり答申の及ぶ範囲っていうのをどういうふうに設定するかっていうのは、やっぱりちゃんときちんと想定して、何か結論を出したほうがいいのかなどは思います。なので、家庭用端末全面禁止というよりも、条件を満たしていないのが、現状はニーズがあったとしても、その制度との関係でちょっと難しいですねっていう。ただし、だからといって、未来永劫それが駄目っていうわけではなくて。現に、結局これも、その問題としては家庭に端末を持ち帰るようになるって状況が発生した段階で生じる問題なので、結局その端末を家に持ち帰るかどうかって縛る話にもなっちゃうわけなんですよね。なので・・・。何か・・・そうですね、やっぱりそのまま現状持ち帰る家庭用端末からのアクセスを認めませんよって話になると、努力目標として認めませんと意見を出すのか、それとももう物理的に完全に制限するために持ち帰らせることも全部駄目ですっていう前提、つまりグローバルIPを家庭でも使えるように、IP制限をなくしますっていう話をした時点で発生しうる問題なので、その端末そのものを持ち帰りませんっていう話になってしまう可能性もあるわけですよ。

**伊藤会長** そうです。今、そのようにまとめました。

**三木副会長** ですよ。ただ、それも本来の教育機会の保障という観点からすると、やや制限が強すぎるのかなっていう気はしなくもないですよ。なので、条件として、少なくともオンライン結合基準を満たす措置を早急に講じた上で、端末の持ち帰りとかをすること自体は問題がないっていうのがおそらくここでの合意できる範囲のかなと思うので、何をどの範囲で影響を及ぶ結論として書くのかっていうところだけ、はっきりここで共通認識を持っておけば、あとは書き方の問題だと思いますので、そこだけどの範囲でこういうケースができるかっていうことをご検討いただきたいなと思います。

**伊藤会長** はい。三木委員の今のご意見というのは、私ちょっと先ほど勝手にまとめさせていただきましたけれども、その更に進む一歩先の話をきっと指摘をいただいているんだろうと思います。現状その家庭用端末に直ちにつなげるような状況をオッケーというわけではないけれども、今後もその未来永劫家庭用端末に繋ぎませんっていう方向で話をしていくことにすべきであるのか、それとも、それはどこかではやっぱり認めるべきでしょうで、認めるとしたらあと話がいろいろきつと

出てくるんだろうと思いますけども、そこまでのその時点を考えて上で答申として記載をするかということなんですが。要は時系列の話で、どこで切りますかということなんですけどね。

**大塚委員** 文部科学省が、GIGAスクールに関して、セキュリティポリシーガイドラインを出してしまっていて、そこではやはり明確に持ち帰り端末については議論が出ていますけれども、自宅の端末を使うってことも様々な含みを持たせていますが、まだそこについては明確に出されていないので。多分、文面読むとやりたいんだろうなとは思いますが、そこは明確にされていないので、その議論はその含みも考えつつがいいのかなと、私的には思いました。以上です。

**伊藤会長** そうすると、一律禁止というわけではないけれども、なお検討を要するぐらいの話になるかなと。

**三木副会長** ただその問題がですね、要はそのIP制限をなくしたことによって、使えてしまうっていう状況が発生してしまうっていうことを想定して諮問されているわけですね。だから、家庭用端末を持ち帰るイコール今の八千代市の方法だと、家庭用端末も使えるようにしますよっていうことと、イコールなわけですね。今のままだと、端末を家庭に持ち帰るっていうことイコール個人端末でも使えますよっていう状況が、そこで環境が生じますっていうことに対して、オンライン結合のことが出てきているっていう話ですね。だから、端末を持ち帰るっていう判断をした時点でオンライン結合が発生するっていう話なので、端末を持ち帰るっていう判断がそもそもの規程の問題になるということなんですよね。

**伊藤会長** そうです。

**大塚委員** その議論については、多分技術的に、マックアドレス登録とかで取り除くことができる範囲においてということで、先ほどまとめられたという認識はしているんですけども。それについては私も何も申すべきことはございません。

**伊藤会長** 今やってないので今すぐ持って帰っていいかっていうとそれは駄目と。ただ今ご指摘いただいた技術的な改修をすることでそれができたらオッケーと。で、さらにその先、今はその対応機器なんですけども、要は教育の利便性とかそういうものを考えた上で、家庭用端末との接続というのを考えるかどうかっていう話があるのではという。

大塚委員 私の意見は、文科省がそこは言っていないんで、まだいいんじゃないのっていうことなんですけども。

伊藤会長 いいんじゃないのということですね。

大塚委員 はい。

伊藤会長 どうでしょうか。

折笠委員 まだいいんじゃない、まだやめといたほうがいいんじゃないのということですよ。

大塚委員 役所はその後言ってくるんでしょうけど、言う前からこちらが先導的に先まですべきなのかどうかという。

折笠委員 ちょっとまだリスクがあるので、そこで八千代市から何か出てしまうとなので・・・確かに、私もその文科省の基準とか周りの状況とか見てからの方がいいのかなとは思いますが。もちろん、何かリスクがサーバー側で、クラウド側できちんと対処できました、絶対大丈夫ですよってことであればそこはもう開放なんじゃないかとは思いますが。今はそれが見えてないので、この場では何もゴーとは言えない、条件が整ったら検討するでいいんだと思います。よろしくお願ひします。

伊藤会長 三木委員いかがですか。

三木副会長 そうですね。ただ、さっきもお話出ていましたけれども、昨年度あったように、一斉休校とかになった場合に、この答申が全部の足を縛るって話になること自体がいいのかっていうところもやっぱりちょっと迷いがあるので、どうやって影響をですね。本来損なうべきではない権利や利益を損なわない程度に留めるかというので、さっき色々ちょっと意見を申し上げていて、一番簡単なのは、状況が整っていないので端末を持ち帰っちゃ駄目ですよっていうのを書くっていうのが一番多分楽な選択肢、将来的に整ったらいいですよっていうのが、つまりその端末を持ち帰るっていうのと私的端末を使うっていうのは、技術的にはイコールな状態になるんですけども、文科省のさっきの基準はそこを分けているんだと思うんですよ。それは、その無理やり分けているのか、それとも技術的な前提を持ってそれが明確に分けられる前提でそれを言っているのかっていうのはちょっと拝見しな

いとわかんないんですけども。

**伊藤会長** 一律禁止っていうわけではなくて、やむにやまれず持って帰れるんだったら、家庭用端末を使用させないように厳しく指導しろ的な、何かそんな話にしましよかってことですかね。

**三木副会長** だから、現状としては基準に適合しないので、もういいですよっていうことを言うこと自体が、おそらく制度等の仕組みからすると駄目と言わなきゃいけない状況にあると。その基準を満たせば逆に言うことができますよっていう話になるわけですよ。つまり、これが出来ていないから出来ないっていうだけであって、全部は駄目ですよって話ではないっていう話ですよ。その公益上の必要性って言った時に、昨年度発生したような状況が生まれたときに、それでも駄目ですよっていうことで、その政策判断を縛る答申にそれはそれだけだとなってしまう。

**伊藤会長** うん。なってしまう可能性はですね。

**折笠委員** おっしゃる通りで、どんなリスクがあるかわからないので、持ち帰られる環境、グレーゾーンっていうんですかね、整えておいてあげなきゃいけないなというのは思います。できれば、最初にシステムの方で登録もしたいんですけども。場合によっては、何かこうご家庭の方に、絶対に繋げないでくださいねみたいなサインをしてもらおうとか、その理由は、結局漏えい、情報漏えいが発生することがあるので、個人が繋げられるんですけども、個人の端末はつなげないようお願いしますって言ってサインとかをもらっておけば、リスクの回避になるのかなと。それでも繋げてしまったらもう制御はできないし、それで、もしかしたら多分発生しないと思うんですけども、漏えいが発生するかもしれないけども、そういった環境は確かに違う方面で残してあげるのも、子どもたちのために必要なのかなとはちょっと感じますっていう意見です。以上です。

**伊藤会長** だから何か緊急やむを得ない場合については、そういう措置がやむを得ないこととして認めざるを得ないこともあるけどもっていう書き方ぐらいにしておきます。

**三木副会長** そうですね。

**伊藤会長** というのは入れてもいいですか。多分、武田委員はあまり賛成されないんじゃないかと思うんですけど。

**武田委員** 緊急やむを得ないっていう事例がね。先ほど言ったように、私の観点では気がつかないようなことも皆さんの方で想定されて。例えば災害でね、たまたま家庭に持って帰った時に、それこそ家屋もろとも流されてしまって、新規のそういう端末が配給できないというような状況であればですね、たまたま残っているそういう端末というようなことも考えられるかなっていう気はしますけども、どういうことを緊急というかによるのかと思います。

**伊藤会長** ごめんなさい。多分ちょっと前提が違ってまして。貸与端末しか使わせないのは使わせないんですよ。ただ、そこでグローバルIPの開放をしてしまうので、理論的にはできてしまうっていう問題が生じるということなんですね。そこはだから使わせないとバシッと切るつもり。あくまで、つもりなんですけど。という事態で、去年一斉休校やって学校に来れない、そういうときに家庭に貸与端末、最悪、先生が配るとかになるのかもしれないですけど。とりあえず配布をして、あくまでその端末を使用して学習してもらおうと、そういう状況を例外的に認めるというような答申としてよろしいでしょうかというご提案です。

**武田委員** それはそもそもGIGAスクール構想としてもそれが想定されていると思うんですね。そのためのGIGAスクールだと思います。だからそれは差し支えないと。

**伊藤会長** そこはよろしいですか。

**武田委員** はい。

**伊藤会長** ということで原則、制度上かなり厳しいけど、緊急事態があつてやむを得ない場合は、とにかく他の端末に繋がせないという可及的な措置をとって、やることもやむを得ない、貸し出すこともやむを得ないというような内容に落ち着きそうなんですけどもよろしいでしょうか。

**大段委員** 本年度から委員を務めさせていただきます八千代商工会議所の大段と申します。もっと具体的に、例えば休校になった場合とか、そういう表現の方が良いのかなというふうに感じたんですけど。

**伊藤会長** それはその通りだと思います。  
なかなかちょっと文面が今ない中で、時間もない中でやってかなきゃいけない

ので、具体的なその例示は当然入れなければいけないと思うんですけども、とりあえず文案の作成を1回やらせていただいた後、多分持ち回りでご提案でっていう形になってくると思うんですね。そこでご提案を色々いただいてブラッシュアップをさせてもらえればというふうに考えているんですが、そういう意味で文案の作成に関しては一度ちょっと会長に一任いただいてもよろしいでしょうか。概ねの方向性に関しては認識一致できたかと思しますので。あとはすみません。事務局あるいは法務の方と協力をしながら文案を作成した上で、また皆さんにお示しをして参りたいというふうに思います。

その他、この件に関しましてご意見等ございますか。

(意見等なし)

**伊藤会長** よろしいですか。

短くやれというオーダーだったんですが、すみません。非常に活発なご議論をいただいて長くなってしまいました、ごめんなさい。ということで本日の議題はすべて終了いたしましたので、本日の会議は閉会とさせていただきたいと思いますけれども、事務局の方から何か連絡事項等ありますか。

(連絡事項等なし)

**伊藤会長** それではこれもちまして令和3年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会を閉会いたします。長い時間本当に活発なご議論いただきましてありがとうございました。大変お疲れ様でした。